

令和 5 年 5 月 9 日

## 公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

茨城県知事

様式第6号

登録番号	117	登録年月日	平成20年5月21日				
登録検査機関の名称	株式会社 高橋米穀						
代表者氏名	代表取締役 高橋 広典						
主たる事務所の所在地	茨城県桜川市真壁町亀熊1511番地3						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
茨城県	高橋 広典	玄米	K0819575				
備 考	登録更新(令和5年5月21日から令和10年5月20日まで)						

No.1

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。